

市議会の活動

岡山市議会では、市民の皆さんが安心して、快適な暮らしができるように、さまざまな活動を行っています。ここでは、1年を通じての市議会の活動について紹介します。

市議会の議決事件とは

市政を進めていく上で重要な事項については、市議会の決定が必要となります。これを「議決」といいます。市議会が議決する主なものは次のとおりです。

- 条例を定めたり、改正したりすること
- 予算を定めること
- 決算を認定すること
- 市の税金、使用料、手数料等を定めること
- 予定価格2億円以上の工事等の契約をすること
- 予定価格5千万円以上の不動産等を売買すること
- 市の施設を長期間独占的に利用させること
- 助役、収入役、教育委員、監査委員等の選任に同意すること
- その他、法律や政令、条例により、市議会の権限とされていること



その後、提案された議案や市民等の方々から提出された請願・陳情等について詳細な審議を行うために、所管の各委員会に議案等を付託して審査することになります。委員会での審査の経過と結果は、各委員長から本

(議案等の審議)

市長を初めとする市執行部の考えを問いただします。これには、各党派を代表する議員が行う「代表質問」と議員が個人で行う「個人質問」とがあり、個人質問はすべての定例会で、代表質問は2月、11月定例会と市議会議員選挙直後の6月定例会で行います。

また、市政が正しく運営されているか、本当に市民の暮らし

に役立つているかどうかを調査したり、問題点を指摘することも市議会の大切な仕事です。市議会と市長は、それぞれ独立した立場で互いにけん制し調和を図りながら、ちよと車の両輪のように、市勢の発展、市民の皆さんのより良い暮らしの実現を目指して活動しています。

ら所信表明や、提案された議案について提案理由の説明を受け、その後、議案や市政の重要課題等について、議員が質問を行い、

市議会は、市議会議員が集まり、市民生活に密接にかかわりのある市の予算や条例などについて細部にわたり審議し、市の方針を決定する機関で、市長はその決められた方針に基づいて責任をもって実際に仕事を行います。このことから、市議会を議決機関、市長を執行機関ともいいます。

本会議には、定期的に行われる定例会と必要がある場合に開かれる臨時会とがあります。定例会は、地方自治法の規定で、市長が年四回以内で招集するよう定められています。岡山市議会では、2月、6月、9月、11月に開きます。

定例会

